

法令名	北海道立学校条例施行規則
根拠条項	第8条
処分の概要	退舎処分
法令の定め	<p>第8条</p> <p>校長は、寄宿舍使用料の督促を受けた納付義務者等が寄宿舍使用料納付督促書により指定した期限内に寄宿舍使用料を納付しない場合は、当該生徒に対して、退舎を命ずることができる。</p>
処分基準	<p>次の(1)及び(2)を満たす生徒</p> <p>(1) 寄宿舍使用料の未納額が6か月分以上となっていること。</p> <p>(2) 生徒の保護者から「授業料等未納に係る弁明書」が提出されていない場合、又は、「授業料等未納に係る弁明書」が提出されたが、弁明が正当なものではないと校長が判断した場合であること。</p> <p>なお、「弁明が正当なものではないと校長が判断」するのは、次のいずれにも該当しない場合である。</p> <p>① 保護者が「授業料等未納に係る弁明書」の提出時まで、「授業料等滞納確認書・納付計画書」を提出していなかったが、「授業料等未納に係る弁明書」を提出した時点で、未納額の一部を納付し、かつ、「授業料等滞納確認書・納付計画書」を提出した場合</p> <p>② 保護者が「授業料等未納に係る弁明書」の提出時までに面接等に応じなかったために、「授業料等未納に係る弁明書」が提出された時点で初めて、寄宿舍使用料等の免除に該当することや、寄宿舍使用料等の徴収猶予に該当すること等が判明した場合</p>
処分担当課	<p>北海道教育庁学校教育局高校教育課学校制度係</p> <p>(電話番号：011-231-4111 内線 35-711)</p> <p>各道立高等学校、登別明日中等教育学校 (電話番号：各道立学校の電話)</p>
問い合わせ先	同上
備考	